

石狩市要綱第 号

石狩市民間墓地取扱要綱を次のように定める。

平成 17 年 月 日

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市要綱第 号

石狩市民間墓地取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間による墓地経営に対し、公共の福祉の見地から経営主体、設置場所及び事前協議等に関し必要な事項を定め、適正な指導を行うことにより民間墓地の良好な経営と生活環境の保全及びその向上を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

(趣旨) 民間墓地ができることによって生じる市民生活への影響を考慮し、計画段階で事業内容を市が把握することで、設置者に対し適正な指導を行うことにより生活環境を守ろうとするものです。

(定義)

第 2 条 この要綱において「墓地」とは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条に規定する墓地として許可を受けようとする区域をいう。

2 この要綱において「墓所」とは、墓地の区域内において墳墓を設けるために区画された土地の一區画をいう。

(経営主体)

第 3 条 民間による墓地の経営主体は、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する市内にある宗教法人でかつ、墓地造成を行うために必要な資力及び社会的信用を有するものとする。

(趣旨) 墓地の永続的管理の必要性から、市では、経営主体として地域に密着している市内にある宗教法人としています。

(墓地の設置についての事前協議)

第 4 条 墓地を設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、石狩市墓地、

埋葬等に関する法律施行細則（平成17年規則第 号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する墓地経営許可申請書又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項に規定する申請書を市長に提出する前に、その計画がこの要綱の規定に適合するかどうかについて、市長に事前協議を行うものとする。当該事前協議の内容を変更するときも、同様とする。

（趣旨）墓地の経営や設置にあたっては、関連する法令に基づく許認可が必要になりますが、これらの申請の前に市と協議することとしています。

（事前協議の手続等）

第5条 申請者は、前条の規定により事前協議をしようとするときは、墓地設置計画事前協議書（別記様式第1号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（趣旨）事前申請では、墓地の概要がわかるものを提出書類として決めています。

- (1) 法人の規則若しくは寄付行為又は定款
- (2) 役員会又は理事会における墓地経営を行う意思決定を証する書面
- (3) 墓地用地とする土地の登記事項証明書
- (4) 墓地開発計画説明書
- (5) 墓地開発区域の位置図（縮尺5,000分の1以上の最新の地形図を用い、主要な道路を取り付けようとする既存の道路の位置及び幅員並びに主要な排水施設を接続しようとする放流先の位置、名称及び規模を明示したものの。）
- (6) 墓地開発区域の区域図（縮尺2,500分の1以上の現況図で、墓地開発区域から300メートルの周囲を把握できるものとし、当該区域及びその周囲地の町名及び地番、当該周囲地に道路、河川、公園、学校、病院及び人家があれば、これらと当該墓地までの距離、当該周囲地における飲料水の使用状況及び当該区域の面積の算出に係る長さを記入したものの。）
- (7) 墓地開発計画の概要図（縮尺1,000分の1以上のもので、道路、緑地、墓域、墓所、広場、休憩地、事務所及び駐車場等の配置計画を明示したものの。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

- 2 申請者は、前条後段の規定により事前協議の内容を変更しようとするときは、変更事前協議書（別記第2号様式）に、前項に規定する図書のうち当該変更事項に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による事前協議書の提出があつた場合で必要と認めるときは、次条に定める審査会の審査に付し、その審査結果の報告を受けるものとする。
- 4 市長は、事前協議の申請者に対し、規則及び石狩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則事務取扱要領（平成17年要領第 号）の基準に適合するか否かについて書面により通知するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により市長に提出する図書は、正副2通とする。
（審査会の設置）

第6条 この要綱により、市長から付された民間墓地に関する事項を審査するため、石狩市民間墓地審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
（趣旨） 審査会は、関係する部長で構成し、行政内部の連携を図ることとしている。

- 2 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。
 - (1) 第5条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第17条第2項に規定する事前協議書の内容
 - (2) その他市長が必要と認め審査会に付した事項
- 3 審査会は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 企画財政部長
 - (2) 生活環境部長
 - (3) 建設部長
 - (4) 経済部長
- 4 審査会に会長を置き、生活環境部長をもってこれに充てる。
- 5 会長は、会議の議長となり、会務を掌理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、第3項に定める以外の職員を、臨時に審査会に出席させることができる。
- 7 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
（墓地用地）

第7条 墓地用地は、原則として申請者の所有地とし、地上権、抵当権等所有権を制限する物権が設定されていないものとする。

(趣旨) 墓地が永続的に管理されるよう、墓地用地は自己所有地としています。

(設置場所)

第8条 墓地の設置場所は、規則に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(趣旨) 墓地が設置されることによって住環境が悪化しないよう、場所や形状について規定しています。

- (1) 市街化区域に近接しない市街化調整区域内で、かつ、将来を予想し、市街化の見込のない場所であること。
- (2) がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害の発生が予想される地域でないこと。
- (3) 将来、必要が生じた場合は拡張の余地があること。
- (4) 地形上、各墓所の格差が著しく生じない土地であること。
- (5) 閑静で、緑に囲まれた場所であること。
- (6) 地元の設置同意が得られること。

(設置制限区域)

第9条 次の各号に掲げる区域内に、墓地を設置しないものとする。

(趣旨) 自然環境などを守るため、墓地の設置を制限する区域を定めています。

- (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園
- (2) 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第22条第1項に規定する環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条の1第1項に規定する鳥獣保護区

(規模)

第10条 墓地の面積は、0.5ヘクタール以上とする。

(趣旨) 墓地が永続的に管理されるよう、墓地の規模を定めています。

(設計)

第11条 墓地の設計は、規則、都市計画法その他関係法令に定める基準による。

(工事)

第12条 申請者は、墓地造成に当たっては、前条に規定する基準に適合するよう工事を行うとともに、当該工事を完成するために必要な能力を有する工事施工者に施工させるものとする。

2 前項の工事の施工に当たっては、防災施設等の施工を他の工事に先行して行い、かつ、工事施工中の防災についても十分な措置を講ずるものとする。

(趣旨) 計画どおりに工事が完了できるよう、施工業者についてもその能力を有するものとしています。また、災害を未然に防ぐため、防災工事を他の工事よりも先に行うこととしています。

(運営)

第13条 墓所の造成及び使用者の募集は、市民の需要に応じて計画的に行うものとする。

2 墓所の使用料及び墓地の管理料は社会情勢に見合ったものであり、かつ、永年にわたって適正な管理運営を行い得る程度のものとする。

3 墓地の管理料は、1年分毎に収受することが望ましい。

4 墓地経営者(法第10条第1項の規定により墓地経営の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、墓地の造成開始年度から墓所の供給終了予定年度までの全体収支計画書及び墓所の供給終了予定年度以降の墓地の長期管理計画書(大規模修繕計画に係るものを含む。)を作成するとともに、当該作成したこれらの計画書の修正を、毎事業年度、前年度の経営実績等に基づき行うものとする。

(趣旨) 墓地が永続的に管理されるよう、長期管理計画書の提出を求めています。また、墓所の造成や募集についても、需要に応じて計画的に行うことや墓所の使用料及び墓地の管理料についても、社会情勢に見合ったものとしています。

(維持管理)

第14条 墓地経営者は、法第12条に規定する管理者を置くほか、当該墓地の維持管理のため必要な人員を配置するとともに、当該維持管理に必要な設備及び機材を備え、常に適正な墓地管理を行わなければならない。

2 墓地の管理基準は次のとおりとする。

(1) 擁壁、園路その他墓地内施設が破損したときは、すみやかに修復すること。

(2) 道路側溝及び園路の清掃を適時行うこと。

(3) 塵芥収集処理及び供物の収集廃棄を適時行うこと。

(4) 塵芥保管場所が鳥類、昆虫或いは悪臭の発生源とならぬよう常に衛生的に管理すること。

(5) 植樹の保護育成と剪定を適時行うこと。

(6) 芝生の刈り込み及び芝生の施肥を適時行うこと。

(趣旨) 墓地が永続的に管理運営されるよう、必要な人員の配置や維持管理について定めています。

(墓地区域の変更)

第15条 墓地経営者は、墓地の区域を変更しようとするときは、規則第3条第1項に規定する墓地変更許可申請書又は都市計画法第30条第1項の規定する開発許可申請書を市長に提出する前に、その計画がこの要綱の規定に適合するかどうかについて、市長に事前協議を行うものとする。

2 墓地経営者は、前項の規定により墓地区域の変更について事前協議をしようとするときは、墓地区域変更事前協議書(別記様式第1号様式)に、第5条第1項第2号から第8号までに掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、同項第2号中「墓地経営」とあるのは「墓地区域変更」と読み替えるものとする。

3 前項の場合にあっては、第5条第3項から第5項までの規定は墓地区域の変更の事業協議を準用する。

(墓所の造成計画の変更等)

第16条 墓地経営者は、墓所の造成計画の変更、その他墓地運営に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ市長に事前協議を行うものとする。

2 墓地経営者は、前項の規定により墓所の造成計画の変更等について事前協議をしようとするときは、墓地運営事項変更事前協議書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 墓所の造成計画の変更に係るものにあつては、当該変更を必要とする理由を説明するために必要な図書

(2) その他市長が必要と認める図書

3 第5条第3項から第5項までの規定は、墓所の造成計画の変更等の事前協議について準用する。

(趣旨) 事業内容に変更が生じた場合についても事前に市と協議することで、適正な墓地経営が行われるよう指導していきます。

(基準等の遵守)

第17条 墓地経営者は、この要綱に定める基準を遵守するとともに、市長が必要と認めてその都度指示する事項を遵守するものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際既に法第10条第1項の規定により墓地経営の許可を受けている墓地については、この要綱は適用しない。